

【Q&A】令和6年度 社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業

令和6年6月作成

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 1 | 補助対象施設について教えてください。 | <ul style="list-style-type: none">・分野ごとの交付要綱に定められた、都知事または都内区市町村長の指定等を受けた全ての社会福祉施設等を補助対象施設といたします。・具体的には、高齢分野・障害分野・子供分野・生活福祉分野において、入所・通所・訪問・相談系等のサービスを実施する施設等です。・ただし、本事業の実績報告時点までに、BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）を策定していることを補助要件といたします。・運営法人の法人格（社会福祉法人、株式会社等）は問いません。 |
| 2 | 1 法人で同一事業種別の施設を複数運営している場合、施設ごとに申請することは可能でしょうか。 また、異なる事業種別の施設を運営している場合、それぞれの事業種別にて申請することは可能でしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">・1 法人で同一事業種別の施設を複数運営している場合、施設ごとに申請することが可能です。 （例）認知症高齢者グループホームAと認知症高齢者グループホームBの2施設を運営している場合、それぞれの施設分で申請いただけます。・異なる事業種別の施設を運営している場合も、それぞれの事業種別にて申請することが可能です。 （例）特別養護老人ホームAと老人デイサービスBの2施設を運営している場合、それぞれの施設分で申請いただけます。 |
| 3 | 1 施設で複数種別の補助対象機器を整備した場合、全ての種類の機器について申請できますでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">・補助対象機器は、1施設につき1種別のみとなります。交付要綱別表第2補助対象経費等における（1）非常用電源設備から（8）車両接続型電源及び外部電源接続切替盤までの補助対象機器種別のうち、1つを選んで申請してください。 （例）（3）可搬型蓄電池と（4）V2Hとを両方整備した場合、どちらか一方のみ補助対象といたします。1施設でそれぞれを申請することはできません。・ただし、同一機器種別内であれば、補助基準額を上限として、複数台購入し整備した場合も補助対象といたします。 （例）可搬型蓄電池（補助基準額40万円）について、25万円の可搬型蓄電池を2台整備する場合、補助基準額の40万円までは補助対象となり、補助率3/4を乗じた30万円の補助申請をいただけます。 |
| 4 | 既に設置した機器や設備も補助対象となりますでしょうか。 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに購入、設置された対象機器や設備は補助対象となります。 |
| 5 | どのように申請すればいいでしょうか。 | ホームページ中段に掲載している「交付申請の流れ」をご覧ください。 1 申請様式（Excelファイル）をダウンロードしてください。 2 交付申請書類に必要事項を入力してください。 3 交付申請フォームを開いてください。 4 交付申請フォーム内の各必要事項を入力した上で、交付申請書類を添付してください。 ※いただいた交付申請書類は順次事務局にて内容を確認させていただきます。申請内容について詳細をお問い合わせする場合もございますので、ご了承ください。事務局の確認完了後、メールやお電話にて連絡いたします。 |
| 6 | 交付申請書類を郵送する際の添付書類について教えてください。 | 必要書類の詳細は事務局から個別にメール等でご案内いたしますが、申請様式ファイルのほかに、「申請事業者（運営法人等）の印鑑証明書」の原本をご準備ください（写しは不可）。 |
| 7 | 可搬型の発電機は補助対象となりますでしょうか。 | （1）非常用電源設備から（8）車両接続型電源及び外部電源接続切替盤までの補助対象機器種別のいずれにも該当しないため、補助対象外となります。 |
| 8 | どのメーカーの、どの機器であれば補助対象となるのか、申請前に確認したいので教えてください。 | 個別に「このメーカーのこの機器や設備は補助対象となりますか？」とのご質問でしたら、ホームページ下部の「お問い合わせフォーム」から、具体的な機器や設備の紹介ページURL等をお示しのうえ、お問い合わせください。 |